

〈はまぎん〉入金専用通帳(集金収納サービス)利用規定

【平成22年01月04日改定】

第1条【サービスの内容】

(1) 利用可能なサービス内容

「〈はまぎん〉入金専用通帳(集金収納サービス)」(以下「本サービス」といいます)とは、本サービス専用の入金専用通帳(以下「通帳」といいます)を「本サービスの契約者(以下『契約者』といいます)に対して払い込みを行なうもの」(以下「払込人」といいます)に交付することにより、通帳を利用して同一の払込人からの連続した払い込みを受けることができるサービスをいいます。

(2) 申込手続き

本サービスの利用申し込みにあたって契約者は、株式会社横浜銀行(以下「当行」といいます)の窓口にて、当行所定の〈はまぎん〉入金専用通帳(集金収納サービス)利用申込書(以下「利用申込書」といいます)を提出することとします。

(3) 入金口座の制限

本サービスにおいて、契約者が指定できる入金口座(以下「指定入金口座」といいます)は、日本国内における当行本支店の普通預金(決済用普通預金を含む)に限定します。

(4) 利用目的の制限

本サービスを他人からの振込の受け取りに利用することはできません。

第2条【通帳の発行】

契約者は、払込人の住所・氏名・電話番号・払込人コード(以下「払込人情報」といいます)等を当行所定の使用者届により当行に届けることにより、当行から通帳の発行を受け、払込人に引き渡すこととします。なお、通帳を新たに発行する当行の営業店(以下「通帳発行店」といいます)は指定入金口座の預金店に限定します。

第3条【払い込み】

払込人は、契約者から引き渡しを受けた通帳により、当行本支店の現金自動入出金機(以下「ATM」といいます)を利用して入金することにより、払い込みを行なうこととします。

第4条【通帳の繰越・再発行】

契約者は、通帳に次の事象が生じた場合は、通帳発行店に申し出ることにより、通帳の繰越または再発行を受けることとします。

- ① 通帳の最終ページが満行となった場合
- ② 通帳を毀損(汚損・破損)した場合
- ③ 通帳を紛失した場合
- ④ 払込人情報のうち、氏名・払込人コードに変更があった場合

第5条【証券類の入金】

ATMを利用できない、当行で取立可能な証券類等(以下「証券類」といいます)を入金する場合、払込人は通帳とともに当行本支店の窓口にて提出することにより、入金できることとします(以下証券類の入金を取り扱った当行本支店を「入金取扱店」といいます)。本サービスにより入金された証券類については、不渡り返還時限経過後、決済が確認されたうえでなければ、当行は払戻に応じません。

第6条【証券類の不渡り返還】

入金された証券類が不渡り返還された場合は、当該不渡り返還金額を指定入金口座から出金のうえ、

当該証券類は権利保全の手続きをせず入金取扱店にて当行所定の方法により払込人あて返却します。なお、当該不渡り返還証券類の返却にあたり、当行から払込人あて連絡が不調に終わった場合は、当行は契約者に通知するので、契約者は責任を持って払込人に連絡することとします。

第7条【手数料】

本サービスの利用に際して、契約者は当行所定の手数料を支払うこととします。なお、本サービスを解約する場合に、解約時点において未払いとなっている入金取扱手数料についても同様とします。

① 手数料の種類

- a. 入金取扱手数料……払込人による入金1件毎に、契約者が当行に支払う手数料
- b. 通帳発行手数料……第2条の定めにより通帳の発行を受ける際、および第4条②・③・④の事由により、通帳の再発行を受ける際に支払う手数料

② 手数料の支払方法

- a. 入金取扱手数料……1か月分を取りまとめのうえ、当行所定の日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)に、当行の普通預金規定または当座勘定規定の定めにかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の呈示なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落指定口座から当行所定の方法により、自動的に引き落とします。
- b. 通帳発行手数料……通帳の発行・再発行の都度、通帳発行店・再発行店の窓口にて、現金または当行所定の預金(当座預金を含む)払戻の方法により支払うこととします。

第8条【取引明細の通知】

当行は、指定入金口座の入金取引明細について、取引日の翌営業日以降に当行所定の方法により契約者に通知することとします。

第9条【届出事項の変更】

(1) 変更の届け出

契約者は、届け出暗証番号、印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号その他当行への届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の書面により契約店に届け出ることとします。これらの届け出等の前に契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

(2) 通知等の延着、未着

前項による届出事項の変更の届け出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第10条【解約】

(1) 当事者の都合による解約

本サービスは当事者の一方の都合でいつでも解約できます。ただし当行に対する解約の通知は当行所定の書面によることとします。

(2) 長期間取引がない場合の解約

本サービスの指定入金口座について1年以上の期間にわたり取引がない場合、または届出事項の変更があったにも関わらず第9条の規定に基づく変更の届け出がない場合は、当行は本サービスを解約する場合があります。

(3) 即時解約

契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は契約者になんら通知を発信することなく即時に本サービスを解約できます。

- ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始・会社更生手続開始、もしくは特別清算開始、

その他これらに類する法的整理手続の開始の申立があったとき

- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ 相続の開始があったとき
- ④ 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になったとき
- ⑤ 契約者が第7条に定める手数料を支払わないとき
- ⑥ 利用申込書または本規定に基づく届け出事項について虚偽の事実があることが判明したとき
- ⑦ 契約者が本規定の各条項に違反したと当行が認めたとき

(4) 当行の判断によるサービスの一時中止または解約

当行は、契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと認めた場合、契約者に通知することなく本サービスの利用を一時中止または解約することがあります。

第11条【紛議の解決】

(1) 契約者と払込人における紛議

本サービスの利用にあたり、契約者と払込人の間に紛議が生じた場合は、契約者の責任において解決に当たることとし、いっさい当行に迷惑・損害をかけないこととします。

(2) 契約者と当行の間の紛議

本サービスの利用に関し、万一紛議が生じた場合は、当行の責によるものを除き、契約者がいっさいの責任を負うこととし、当行に迷惑・損害をかけないこととします。

第12条【関係規定の適用】

本規定に定めのない事項については、当行所定の普通預金規定(総合口座取引規定を含む)、貯蓄預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越契約書、〈はまぎん〉カードローン取引規定、〈はまぎん〉マイタウンカードローン取引規定により取り扱います。

第13条【規定の変更】

本規定に変更の必要がある場合には、次により取り扱います。

- ① 本規定を変更する場合は、変更する日の1か月前の応当日までに、当行ホームページに「変更する旨」と変更後の規定を掲載します。なお、書面による変更後の規定が必要な場合、契約者は当行本支店あてに請求することとします。
- ② 本規定の変更後に契約者が新たに本サービスを利用したときは、「変更後の本規定」を承認したものとみなします。

第14条【有効期間】

本サービスの提供期間は利用申し込みの日から1年間とします。ただし、期間満了の2か月前までに契約者または当行が相手方に対して別段の意思表示を行わない場合は期間満了の翌日からさらに1年間継続することとし、以降も同様とします。

第15条【サービス種類・内容の変更、廃止】

当行は、当行の都合により、本サービスのサービス内容、種類を変更できることとします。また、相当な期間の事前の告知を以って本サービスを停止、または廃止できることとします。この場合、契約者は当行に対し、いっさいの異議を申し立てないこととします。

第16条【権利譲渡・質入の禁止】

契約者は本サービスの利用契約に関するいっさいの権利を第三者に譲渡し、または質入することはで

きません。

第17条【合意管轄裁判所】

本サービスの利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、当行の本店所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

以 上